

ケアマネジメントにおける意思決定支援プログラム 開発と評価に関する研究

著者	小澤 温
発行年	2018
URL	http://hdl.handle.net/2241/00158725

平成 30 年 6 月 18 日現在

機関番号：12102

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15H03426

研究課題名(和文) ケアマネジメントにおける意思決定支援プログラム開発と評価に関する研究

研究課題名(英文) Development and Evaluation on Program of Supported Decision Making in Care management for Persons with Disabilities

研究代表者

小澤 温 (Ozawa, Atsushi)

筑波大学・人間系・教授

研究者番号：00211821

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 6,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は自らの意思を明確に示すことが困難な障害者に対するケアマネジメントにおける意思決定支援プログラムを次の5つの調査研究により明らかにすることである。障害者の意思決定支援の先駆的な取り組みとしての評価されている南オーストラリア州の意思決定支援実践の特徴の整理、ケア会議における意思決定支援プロセスの解明、ストレングスモデルの事例分析、市民後見人および相談支援専門員への面接調査。これらの研究の知見から意思決定支援プログラムにおいては、障害者と支援者との信頼関係の構築を着実に形成しながら、意思を確認していく段階的なアプローチの重要性が示された。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this research is to clarify the supported decision-making program in care management for persons with disabilities who are difficult to clearly show their intention by the following five research studies. Arrangement of characteristics of decision-making practice in South Australia state being evaluated as a pioneering effort for the supported decision-making program of persons with disabilities, analysis of supported decision-making process at care conference, case analysis of strength model, interview for citizen's guardians and care managers. Based on the findings of these researches, the supported decision-making program showed the importance of a phased approach to confirming intention while steadily building the trust relationship between persons with disabilities and supporters.

研究分野：障害福祉学

キーワード：意思決定支援 当事者参加 相談支援 市民後見人

1. 研究開始当初の背景

意思を明確に示すことが困難な障害者の意思決定の支援に関しては、イギリスの意思決定能力法（2005年）が、法律学において、注目されている。この法律においては、意思決定能力の有無の判断、ベストインタレスト（最善の利益）の尊重、ベストインタレストの発見、の3つが重要な視点とされている。このことに関して、この法施行にともなって、イギリスにおいてはさまざまな事例（判例）をもとに、主に、法律学的な視点での検討がなされている。

社会福祉学においては、これまで、障害者の自己決定支援という文脈で研究はなされてきたが、障害者のベストインタレストを明らかにし、それを支援するという視点での研究はほとんどなされてこなかった。障害者に対するケアマネジメントにおいても、自己決定支援を中心に議論がなされており、ベストインタレストを視点を置いた研究は、これまでほとんどなされていない。

2. 研究の目的

本研究の目的は、自らの意思を明確に示すことが困難な障害者に対するケアマネジメントにおける意思決定支援プログラムを事例分析および相談支援専門員（障害者ケアマネジメント従事者）調査により構築することである。さらに、構築した意思決定支援プログラムを、ケアマネジメント実践に適用し、意思決定支援を組み込んだケアマネジメントプログラムを障害者のQOL（生活の質）への効果の面で検討し、意思決定支援プログラムの評価を行うことを目的とする。これらの研究で得られた知見により、ケアマネジメントの実践において障害者の意思決定支援を組み込んだプログラムの有効性を実証的なデータに基づいて解明することを最終的な目的とする。

3. 研究の方法

2015年度は、「当事者参画・チームアプローチ・協働に焦点をあてた意思決定支援過程に関する研究」、「知的障害者の意思決定支援に関連するこれまでの研究の整理」、「イギリ

スの『Mental Capacity Act :意思決定能力法』（2005年）に即した意思決定事例に関する調査」、「オーストラリア・南オーストラリア州における支援付き意思決定・意思決定支援（S.A.-SDM）モデルの研究」の4つの研究を中心に進めた。

2016年度は、「当事者参画・チームアプローチ・協働に焦点をあてた意思決定支援過程に関する研究」、「相談支援専門員による知的障害者を対象とした意思決定支援についての研究」、「オーストラリア・南オーストラリア州における支援付き意思決定・意思決定支援（S.A.-SDM）におけるファシリテーター養成プログラムについて」、「オーストラリア・南オーストラリア州における支援付き意思決定・意思決定支援（S.A.-SDM）の実践についての意見交換」、「国際育成会連盟（Inclusion International）世界会議に参加して」、「オーストラリア・南オーストラリア州における支援付き意思決定・意思決定支援（S.A.-SDM）視察報告」、「成年後見実施機関における市民後見支援体制の現状分析に関する研究」の6つの研究を中心に進めた。

2017年度は、平成28年度で得られた知見に基づいて引き続き2016年度の研究課題を推進した。

方法は、いずれの課題研究も基本となる先行研究、文献のリサーチを行った。その上で、意思決定支援にかかわる実践事例（サービス調整会議を含む）の分析、相談支援専門員への面接調査、オーストラリア、英国などへの海外調査などを実施した。

4. 研究成果

(1)2015年度の成果

「当事者参画・チームアプローチ・協働に焦点をあてた意思決定支援過程に関する研究」では、文献研究より実践モデルの特徴を比較した。そこでは、日本における障害福祉領域の相談支援実践現場における実践モデルを構築していくため、「ストレンクス・

モデル・ケースマネジメント」, 「ソリューション・フォーカスト・アプローチ」, 「ファミリーグループ・カンファレンス」, 「南オーストラリア州・支援付き意思決定支援モデル」の特徴を整理し、実践枠組みを探索し、フィデリティ項目(実践チェックリスト)案を作成する作業を進めた。

「知的障害者の意思決定支援に関連するこれまでの研究の整理」では、先行研究を整理し、ソーシャルワークにおける意思決定支援に関わるジレンマの要因は、「生命・心身の安全と自由の尊重とのジレンマ」「制度的な背景がもたらす影響」「支援者側の意識の問題」「家族に関連する要因」という4つのカテゴリーに分けることができた。

「イギリスの『Mental Capacity Act :意思決定能力法』(2005年)に即した意思決定事例に関する調査」では、意思表示に困難がある人の意思決定支援の具体的な方法を、英国における先進事例から検討することを目的とした。

方法はイギリスを訪問し、意思能力が困難な人の支援などを行っている団体が、「MCA」が示す意思決定の支援に則った支援を具体的にどのように行っているかを調査することにした。この研究の意義は、障害者権利条約に則した障害者施策を展開していくにあたり、制限能力制度を原則としている成年後見制度が、判断能力推定に基づいた意思決定支援に変更していくことが求められる可能性がある。その際、MCAを制度化した英国における意思決定支援の具体的な方法を示すことにより、日本における意思決定支援のあり方への示唆を与えることができると考えられる。本研究は、分担研究者である木下大生が「2015年度内閣府コアリーダー育成事業障害者関連分野イギリス派遣団」への参加機会を得られ、その調査に基づいて行ったものである。予め決められた訪問先において、MCAの影響と実践状況に関して、それぞれ

の訪問先の事業所において得られた情報を中心にまとめた。

「オーストラリア・南オーストラリア州における支援付き意思決定・意思決定支援(S.A.-SDM)モデルの研究」では、日本でも注目されつつある南オーストラリア州の意思決定支援モデルにおいて重要な役割を果たす実践家3名を日本に招聘し、南オーストラリア州の意思決定支援モデルについて講演とワークショップを行った。

(2)2016年度の成果

「当事者参画・チームアプローチ・協働に焦点をあてた意思決定支援過程に関する研究」では文献研究より実践モデルの特徴を比較した。そこでは、日本における障害福祉領域の相談支援実践現場における実践モデルを構築していくため、「ストレングス・モデル・ケースマネジメント」, 「ソリューション・フォーカスト・アプローチ」, 「ファミリーグループ・カンファレンス」, 「南オーストラリア州・支援付き意思決定支援モデル」の特徴を整理し、実践枠組みを探索し、フィデリティ項目(実践チェックリスト)案を作成する作業を進めた。さらに、障害者福祉の意思決定支援実践において、意思決定に課題がある事例をとりあげ、事例研究における1事例を中心に報告した。本人が参画する意思決定支援の会議を開催したことで、仕事に対する意向や、ホームヘルプサービスの利用を躊躇する原因(ヘルパーの関わり方)や本人の意向が改めて表出された。このことから本人が参画し、かつ複数の支援者や関係者が参集したカンファレンスにおいて、本人のストレングスの発見促進に意義のあることが示唆された。

「相談支援専門員による知的障害者を対象とした意思決定支援についての研究」では、先行研究を整理し、ソーシャルワークにおける意思決定支援に関わるジレンマの要因は、「生命・心身の安全と自由の尊重とのジレン

マ」「制度的な背景がもたらす影響」「支援者側の意識の問題」「家族に関連する要因」という4つのカテゴリーに分けることができた。さらに、知的障害者の相談支援事業所において、一定以上の実務経験を有する相談支援専門員（3名）を対象としたインタビュー調査を実施した。その結果、仮説として、以下の18カテゴリーに分類することができた。

1)意思表示が難しい人のニーズの推論、2)主訴の背景の把握、3)支援者の力量向上のための推論の訓練、4)サービスにつなぐだけではないこと、5)時間をかけて本当のニーズを明らかにする、6)表明された意思決定支援を制限する場合とその理由、7)モニタリング、スーパービジョンの重要性、8)支援者による介入の理由、9)意思決定支援と自己有用感の関係、10)利用者の自己決定の権利、11)丁寧な情報の集積、12)ピアサポートの活用、13)「一緒に失敗していく」支援、14)チームでの意思決定支援、15)推論の精度を上げる工夫、16)長期的な視点に基づいた支援、17)真意を探る過程、18)意思決定する主体としての責任について

「オーストラリア・南オーストラリア州における支援付き意思決定・意思決定支援（S.A.-SDM）におけるファシリテーター養成プログラムについて」では、南オーストラリア州の意思決定支援モデルにおいて重要な役割を果たす実践家3名を2015年12月に引き続き、2016年9月に日本に招聘し、南オーストラリア州の意思決定支援モデルについてワークショップを行ない、要点をまとめている。「オーストラリア・南オーストラリア州における支援付き意思決定・意思決定支援（S.A.-SDM）の実践についての意見交換」では、ワークショップの後の意見交換に関して、日本でこのシステムを展開するにあたっての留意点に関しての意見交換を整理した。あわせて、「国際育成会連盟（Inclusion International）世界会議に参加して」では、

2016年10月27日～29日にかけてアメリカ合衆国・フロリダ州オーランドで国際育成会連盟の世界会議が開催された。その会議の分科会のうち障害者の意思決定支援に関連のあるものを取り上げて紹介した。

「オーストラリア・南オーストラリア州における支援付き意思決定・意思決定支援（S.A.-SDM）視察報告」（その1）（その2）では、2016年2月～3月にかけてなされた南オーストラリア州における支援付き意思決定・意思決定支援への参加の記録を整理した。

「成年後見実施機関における市民後見支援体制の現状分析に関する研究」では、市民後見人が被後見人の意思決定支援にどのように関わるのかを明らかにするための前提として、地域における後見ニーズの発見のための仕組みに関して、成年後見制度の周知や権利擁護支援の重要性に向けての啓発の取り組みの現状、各地域において後見ニーズの発見における各種専門職団体や関係機関の協力状況、上記に関連した地域実践事例の検討の3点に関して考察した。

(3)2017年度の成果

「本人参画のチームアプローチに焦点をあてた意思決定支援過程に関する研究」では、事例検討をふまえて時間軸として過去に関わったことのある支援者、空間としてサービス拠点以外の場面で接点のあった支援者など、多様な生活場面から情報が集約された。その結果、支援者から提案された生活課題にある背景や、本人がなぜそのような行動をとっているのか、というメカニズムが推論され、その推論のもとで本人との対話がすすみ、課題の構造が整理されてきた。このような本人参画型の会議における意思決定支援の課題として、次の3点あげることができた。1点目は、本人が参加するカンファレンスの重要性は理解できるが、多忙な日常業務において丁寧な準備を伴う支援は困難であるということ。

2点目は、支援者が本人の気持ちの表出や行動、意思決定を待つ姿勢が必要であるが、多忙な場合は待つ支援自体が難しく、待つのか介入すべきかの判断を難しくしてしまう。また、多忙な支援環境は、支援者が待つべきと判断したことを、チームアプローチとして本人に関わる支援者と足並みを揃えた支援を遂行することが困難になると受け止められていた。3点目は、現制度におけるサービス利用の限られた選択肢のなかで意思決定をしなければならないこと。これらの課題に対応するための工夫の検討もあわせて行った。

「相談支援専門員による知的障害者を対象とした意思決定支援についての研究」では、障害者相談支援事業所において、管理者あるいはそれに準ずる程度の一定以上の実務経験を有する相談支援専門員を対象としたインタビュー調査を実施した。なお、調査においては、知的障害のある利用者への相談支援に従事する相談支援専門員が対象となっている。調査依頼の際には、その点を確認した上で、調査協力者の選定を行った。

厚生労働省の意思決定支援ガイドラインの基本的原則と対照させながら得られた知見を整理した。特に、調査結果から、ガイドラインの記載事項の「意思決定支援に関わる職員が、本人の意思を尊重しようとする態度で接しているかどうかや、本人との信頼関係ができていないかどうかの影響すること」の重要性を確認することができた。

「オーストラリア・南オーストラリア州における支援付き意思決定・意思決定支援（S.A.SDM）におけるファシリテーター養成プログラムの検討」では、オーストラリア・南オーストラリア州の意思決定支援モデル（S.A.SDM）におけるファシリテーター養成プログラムについて、Expressed Wish（表出された希望）を引き出す方法に着目した。オーストラリア・南オーストラリア州の意思決定支援モデル（S.A.SDM）ではその先の展開

として、この Expressed Wish（表出された希望）について意思決定者（障害当事者）を中心として形成されたチームにおいてその実現に向けた取り組みで大切なことは、第一に意思決定者（障害当事者）の Expressed Wish（表出された希望）を尊重することであり、そのことを軸にして意思決定支援が展開されていくことが示された。

「市民後見事務の現状分析に関する研究」では、成年後見実施機関を監督人とする市民後見人に焦点をあて、基本属性 担当している被後見人等の概要 後見事務実施状況について明らかにし、市民後見人への理解促進と市民後見人の抱える課題について考察することを目的とした。

特に、意思決定場面の多い身上監護では、「医療」「介護」の後見事務事項を例にすると、市民後見人が医療や施設関係者から説明を受け、また協議し、各方面と相談するといった活動にどの位の時間を割き内容に踏み込んで関与をしたかが重要なことが示された。

「ストレングスモデルにおける意思決定支援の考え方と進め方」では、2016年度から2017年度にかけて、埼玉県、神奈川県2県の市町村、圏域を中心にストレングスモデルに基づいたケアマネジメント研修を行ってきた。その中で得られた知見としては、ストレングスモデルの有効性に前提には、利用者の意思決定に関する潜在力への信頼があり、前提が満たされない場合は難しいことが理解できた。さらに、さまざまな事例の検討を進める中で、ストレングスモデルの前提としては、相談支援専門員と障害者との信頼関係づくりの重要性が示された。ネガティブ視点ではなく、ストレングス視点で実施することは信頼関係の構築の際も重要であることも示された。それに加えて、障害特性にこだわらない情報（本人の発言・言葉の重み）の記録と発言の受け止めのトレーニングの

重要性も示された。そのことによって、研修参加者の中で、障害者自身の表出した言葉（希望、願望、思いなど）から意思を読み取ることの重要性の理解が進むことが示唆された。さらに、担当している相談支援専門員だけでは、障害者の本当の意思は把握しにくいため、複数のメンバーによって構成されるグループスーパービジョンの必要性も示された。

5. 主な発表論文等
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計4件)

小澤温、障害福祉制度の近年の動向と課題、社会保障研究、査読無、2巻4号、2018、442-454

小澤温、障害者権利条約の批准と障害者福祉の制度改革の動向、発達障害研究、査読無、39巻1号、2017、19-20

小澤温、障害者の自立支援と障害者福祉の動向、市町村アカデミー・アカデミア、査読無、117号、2016、20-25

小澤温、あらためて地域移行を考える - 近年の地域移行政策の動向と課題、社会福祉研究、査読無、124号、2015、32-38

[学会発表](計3件)

永野叙子、小澤温、成年後見制度における市民後見支援体制の現状分析に関する研究、日本社会福祉学会第65回大会、2017、(東京)

小澤温、発達障害・知的障害児(者)支援をめぐる今日的な課題、日本発達障害学会第51回大会、2016、(京都)

小澤温、(講演)障害者支援の理解、日本ケアマネジメント学会第14回大会、2015、(横浜)

[図書](計2件)

小澤温、現代人文社、意思決定支援の状況と課題、小澤温・大石剛一郎・川崎市障がい者相談支援専門員協会編「事例で学ぶ 障がいのある人の意思決定支援 地域生活を支える成年後見活動」、2017、10-31

小澤温、知的障害者福祉協会、知的障害者支援の歴史と制度の展開、知的障害者の意思決定支援等に関する委員会編「知的障害者の意思決定支援ガイドブック 現場で生かせる意思決定支援」、2017、22-27

[産業財産権]

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

[その他]
特になし。

6. 研究組織

(1)研究代表者

小澤 温 (OZAWA, Atsushi)
筑波大学・人間系・教授
研究者番号: 00211821

(2)研究分担者

森地 徹 (MORICHI, Tetsu)
筑波大学・人間系・助教
研究者番号: 50439022

(3)連携研究者

木下 大生 (KINOSHITA, Daisei)
武蔵野大学・人間科学部・准教授
研究者番号: 20559140

清水 由香 (SHIMIZU, Yuka)
大阪市立大学・生活科学部・助教
研究者番号: 90336793

樽井 康彦 (TARUI, Yasuhiko)
龍谷大学・社会学部・講師
研究者番号: 80551613

(4)研究協力者

永野叙子 (NGANO, Toshiko)

水島 俊彦 (MIZUSHIMA, Toshihiko)

名川 勝 (NAGAWA, Masaru)